

医政発 0617 第 4 号  
令和 7 年 6 月 17 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

「歯科衛生士による浸潤麻酔の実施に向けた研修プログラム（例）令和 7 年度版」  
について

医師、歯科医師、看護師、准看護師又は歯科衛生士が、医師又は歯科医師の指示の下に、業として麻酔行為を行うことについては、「麻酔行為について」（昭和 40 年 7 月 1 日付け医事第 48 号厚生省医務課長回答）により、その考え方が示されているところですが、近年、歯科医師の指示の下で歯科衛生士が歯科診療の補助行為として浸潤麻酔行為を実施する例が報告されており、その安全性について危惧する声が寄せられています。

歯科衛生士が浸潤麻酔行為を実施する場合は、歯科医師が当該歯科衛生士に対して指示をした上で実施される必要があります。また、その際歯科医師は、当該行為の身体への影響の大きさに鑑みて、患者の状態や、当該行為を実施させようとする歯科衛生士の知識及び技能等を踏まえて実施の可否を個々に判断する必要があります。

このため、厚生労働省では、現状の卒前教育の内容等を踏まえ、歯科衛生士が患者に対して浸潤麻酔行為を安全に行うための知識・技術を習得するために必要な研修内容について検討を行い、今般、別添のとおり「歯科衛生士による浸潤麻酔の実施に向けた研修プログラム（例）令和 7 年度版」を取りまとめましたので、貴職におかれましては、関係者に対して周知していただきますようお願いいたします。

なお、本研修プログラムの受講により歯科衛生士が浸潤麻酔行為を行うことを推奨するものではなく、歯科衛生士による浸潤麻酔行為の実施の可否については、指示を行う各歯科医師において慎重に判断されるべきものであることを申し添えます。